

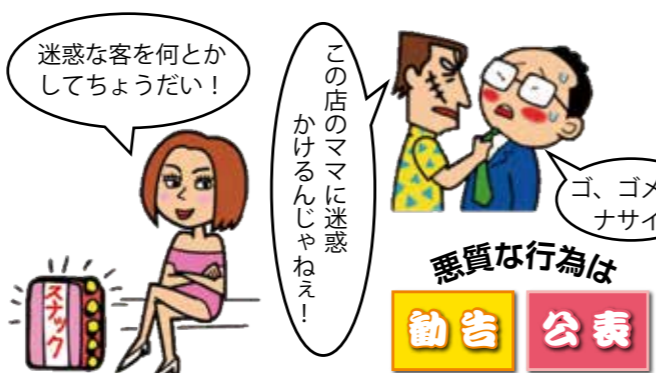
第七章 暴力団員等に対する利益供与等の禁止等（第23条及び第24条）

【暴力団員等に対する利益供与等の禁止・暴力団員等が利益供与を受けることの禁止】

1 事業者は、暴力団の威力を利用する目的で利益を提供してはならない。また、暴力団員等もその利益を受けてはならない。



2 事業者は、暴力団の威力を利用したことに関する利益を提供してはならない。また、暴力団員等もその利益を受けてはならない。



3 事業者は、暴力団の活動に協力する目的で利益を提供してはならない。また、暴力団員等もその利益を受けてはならない。



4 事業者は、暴力団員等に対し、不当に優先的な取扱いをしてはならない。



千葉県暴力団排除条例で定めている事項は、県民や事業者の皆様が暴力団から不当な要求を受けた時に、この条例を支えに**不当な要求を拒んでいただくための後ろ盾**にもなるものです。

県民生活と事業活動を守るための暴力団排除の取組に、ご理解・ご協力をいただけますよう、お願いいたします。

**「みんなの意識をひとつに  
社会全体での暴力団排除」**



暴力団関係でお困りの方は、一人で悩まずご相談ください。

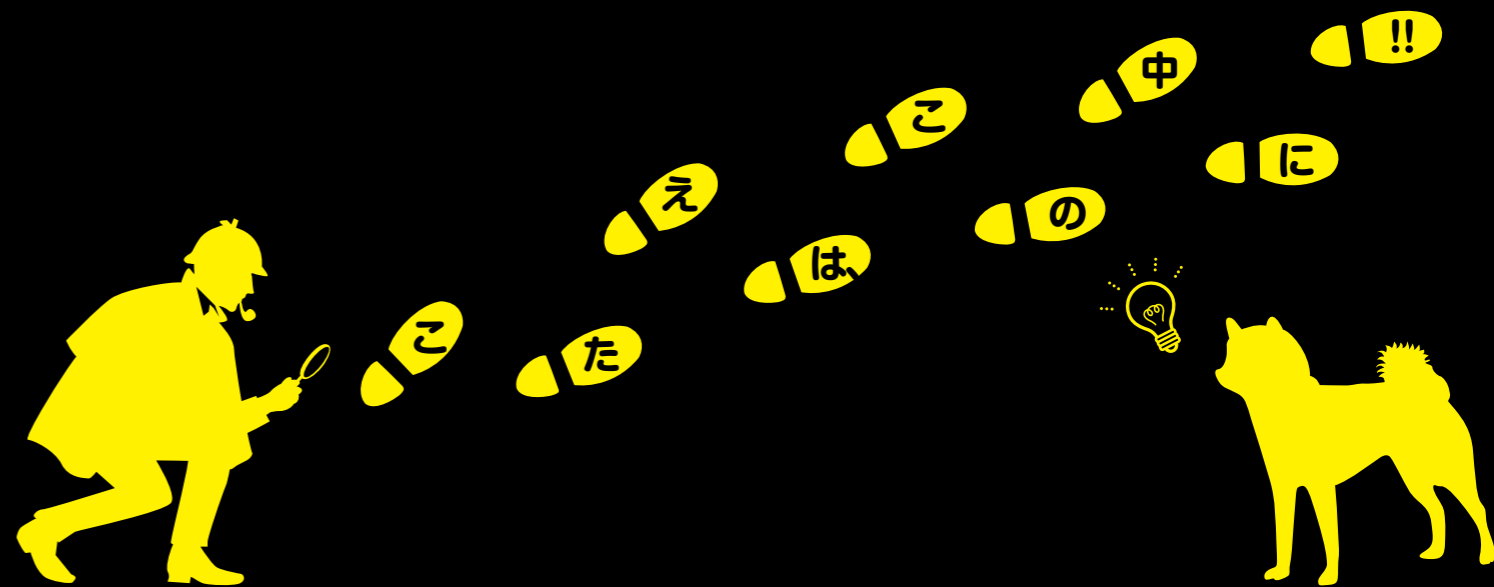
- 最寄りの警察署刑事(第二)課
- 千葉県警察本部捜査第四課
- (公財)千葉県暴力団追放県民会議

☎043-201-0110  
☎043-254-8930



# 千葉県 暴力団排除条例

って何だ!?



千葉県警察



# 千葉県暴力団排除条例の概要



千葉県暴力団排除条例は、県民の皆様の平穏な生活と、事業活動の健全な発展に寄与することを目的に、平成23年9月1日に施行されました。  
社会全体での暴力団排除を推進していきましょう!!

## 第一章 総則 (第1条から第7条)

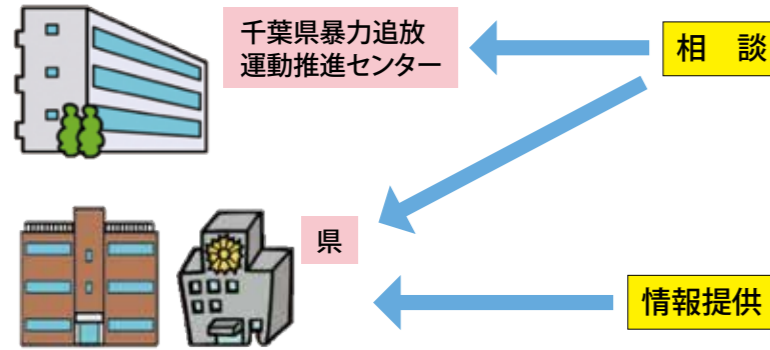
### 【基本理念】

- 「暴力団を恐れないこと」
- 「暴力団に対して資金を提供しないこと」
- 「暴力団を利用しないこと」



### 【県・県民・事業者の責務】

- 〔県〕  
暴力団排除に関する総合的な施策の推進に努める。
- 〔県民・事業者〕  
自主的に暴力団排除に取り組むことや県の行う施策に協力するほか  
○暴力団員等から不当な要求があった場合に警察等へ相談すること  
○暴力団排除に役立つ情報を知ったときに警察等に対して情報を提供することに努める。



## 第二章 暴力団の排除に関する基本的施策等 (第8条から第15条)

### 【基本的施策】

#### 1 推進体制の整備

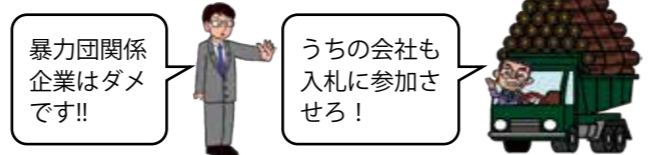
県は、県民や関係機関・団体等が相互に連携及び協力して暴力団の排除を推進できる体制を整備する。

千葉県暴力団排除推進会議  
平成26年2月6日設立



#### 2 県の事務等からの暴力団の排除

県は、暴力団関係者を公共工事等の事務から排除するため、入札への参加を制限する等の必要な措置をする。



#### 3 暴力団排除アドバイザー

専門的な知識・経験を有する暴力団排除アドバイザーによる暴力団の排除の取組に対する指導や助言を行う。暴力団排除アドバイザー



#### 4 保護措置

暴力団の排除に関わったことにより、暴力団員等から危害を加えられるおそれがある者に対し、警察官による保護対策を行う。



## 第三章 少年の健全な育成を図るための措置等 (第16条から第18条)

### 【少年の健全な育成を図るための措置】

少年の育成に携わる者は、少年が暴力団と関係を持つことを防ぐために、少年に対する指導・助言等に努め、県は、その支援を行う。



### 【少年を暴力団事務所に立ち入らせることの禁止】

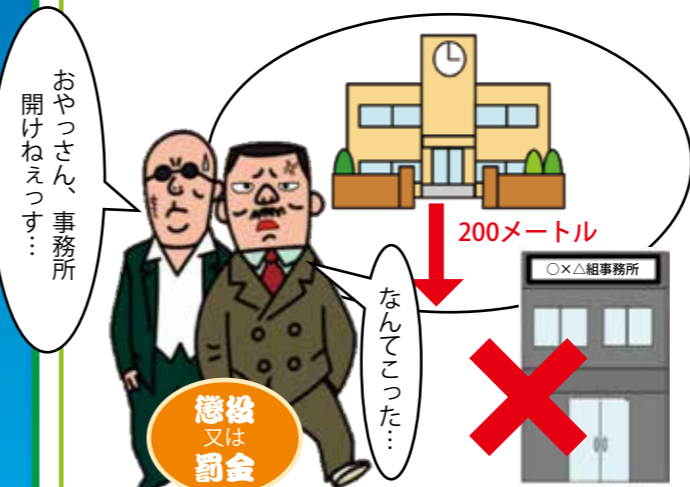
暴力団員は、正当な理由なく暴力団事務所に少年を立ち入らせてはならない。



## 第四章 暴力団事務所の開設又は運営の禁止 (第19条)

### 【暴力団事務所の開設又は運営の禁止】

学校や図書館等の周囲200メートルの区域内に暴力団事務所を開設し、又は運営してはならない。



## 第五章 契約における措置等 (第20条)

### 【契約における措置】

事業者は、暴力団の活動を助長するような疑いのある契約等に関して、

- ① 契約の相手方が暴力団員等でないことを確認すること
- ② 暴力団の活動を助長し、又は運営に資する契約と判明した場合に契約を解除できる旨を契約書に定めること
- ③ 判明した場合には、速やかに契約を解除することに努めなければならない。



## 第六章 不動産の譲渡等における措置等 (第21条及び第22条)

### 【不動産の譲渡等における措置】

不動産を譲渡又は貸付けをしようとする者、その代理又は媒介する者は、

- ① 契約前に暴力団事務所に使用しないことを確認すること
- ② 契約書に「暴力団事務所として使用しない」、「暴力団事務所として使用されていることが判明した場合に契約を解除できる」旨を定めること
- ③ 暴力団事務所として使用されていることが判明した場合には、速やかに契約を解除することに努めなければならない。

何人も、暴力団事務所に使用されることを知って、契約をしたり、契約の代理又は媒介をしてはならない。

